埼玉県グローバル人材向けインターンシップ

**インターンシップに関する覚書**

（学校名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下、甲という）と

（受入先）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下、乙という）は、

インターンシップにおける研修の取り扱いについて、次のとおりの覚書を締結する。

1　研修条件

研修条件については乙の受入条件のとおりとする。

2　事故災害時の対応について

インターンシップ生の実習中の事故・災害については、「　　　　　　　　　　」、インターンシップ生が実習中に、乙又は第三者に損害を与えた場合は、「　　　　　　　　　　　　」をもって充てる外、甲、乙が誠意をもって問題の解決に当たるものとする。

3　誓約書の提出

インターンシップ生は、研修に先立ち乙に対して誓約書を提出する。

4　インターンシップ生の個人情報の扱いについて

乙は、甲または学生から提出された学生の個人情報について、その取扱いに十分留意するとともに、

甲および学生の同意なく研修に関わらない目的での使用や第三者への提供を行ってはならない。

5　研修の中断について

誓約書に違反する行為等が生じた場合には、乙は甲と協議の上、研修を中断できる。

6　その他の対応について

この覚書に定めのない事項については、甲が乙と協議の上決定する。

7　覚書の効力について

この覚書は、下記の署名日付より研修が終了するまで効力を持つものとする。

本書の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

　　　　　　年　　　月　　　日

**甲**　　住所：

　　学校名：

インターンシップ責任者役職：

氏名： 　　　　　　　　 印

**乙**　　住所：

　　　企業・団体名：

責任者役職：

氏名：　　　　　　　　　 印